

# 化管法施行規則の一部改正に対する意見の募集

環境省



環境省は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下、化管法)施行規則の一部を改正する省令案」について、平成 22 年 2 月 5 日から 3 月 6 日までの間、意見の募集(パブリックコメント)を実施しました。

## (1) 改正案の内容

### ① 対応化学物質分類名の付与

- ・ 今般の政令改正において、化管法の対象物質の見直しが行われました。新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、これに属する分類の名称(対応化学物質分類名)を付与するため、別表が改正されます。
- ・ 届出に係る第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が企業秘密に当たるときは、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類の名称をもって届け出ることを主務大臣に請求できます。

### ② 届出事項の追加(様式第一関係)

- ・ 事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進及び化学物質の及ぼす環境リスクに関する国民の理解を深めるため、中央環境審議会と産業構造審議会による合同会合において、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの化学物質の環境への排出量を把握することが重要とされました。このため、様式第一に「移動先の下水道処理施設の名称」並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄が追加されます。
- ・ 法第8条に基づく国による届出事項の集計を効率的に行うため、届出事項が記録された二次元コードを届出書に任意で記載できることとなります。

## (2) 今後のスケジュール(予定)

公布日 平成 22 年 4 月 1 日(同日 施行)

なお、平成 22 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに届出が行われる排出量・移動量の届け出については、本省令による改正前の施行規則に基づき行うものとしています。

当社では特定化学物質の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2010 年 2 月 5 日付 環境省報道発表資料

クロマト分析箇所 山本倫大